

平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント

- ① 第1号被保険者を平成17年調査と比較すると、納付者については148万6千人の減少、1号期間滞納者については62万7千人の減少となっている。

一方、申請全額免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予を合わせた全額免除者は、58万4千人の増加となっている。(P1 図1)

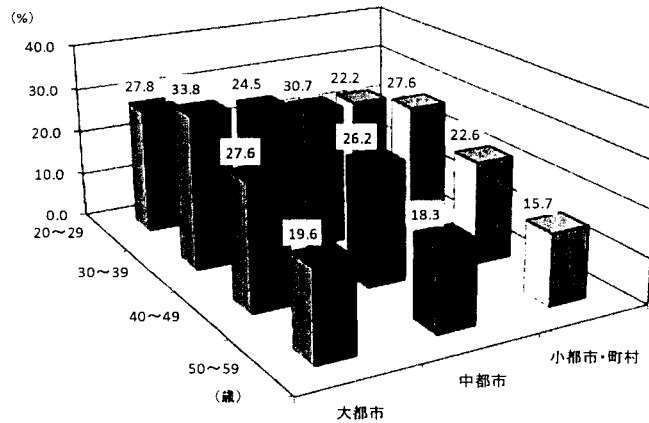
第1号被保険者の保険料納付状況別の推移 (単位：千人)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査
総数	17,923	19,845	18,316
納付者	10,974	11,351	9,865
完納者	8,851	9,288	7,945
一部納付者	2,123	2,063	1,920
1号期間滞納者	3,267	4,957	4,330
申請全額免除者	2,471	1,811	2,044
学生納付特例者	1,211	1,726	1,704
若年者納付猶予	374

注 平成14年調査の数値は調査年の4、5月に資格喪失をした者を含まない。

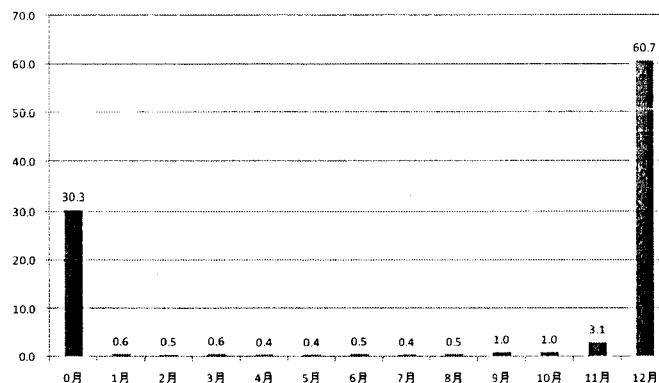
- ② 年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者割合をみると、大都市の30～39歳において最も高くなっている。また、全ての年齢階級において都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者割合が高くなっている。(P4 図3)

年齢階級、都市規模別1号期間滞納者割合



- ③ 平成19年度中の保険料の納付対象月数が12月の者について納付月数をみると、12月納付(全月納付)の者は60.7%となっており、一方12月未納(納付月数0月)の者は30.3%となっている。(P4 図4)

納付月数別被保険者割合



- ④ 第1号被保険者の就業状況を見ると、無職の占める割合が最も多く、次いで臨時・パートの割合が多くなっている。なお、常用雇用や臨時・パートは自営業主等に比べ1号期間滞納者の割合が高くなっている。(P 6 図5, 6)

第1号被保険者の就業状況の推移及び1号期間滞納者割合

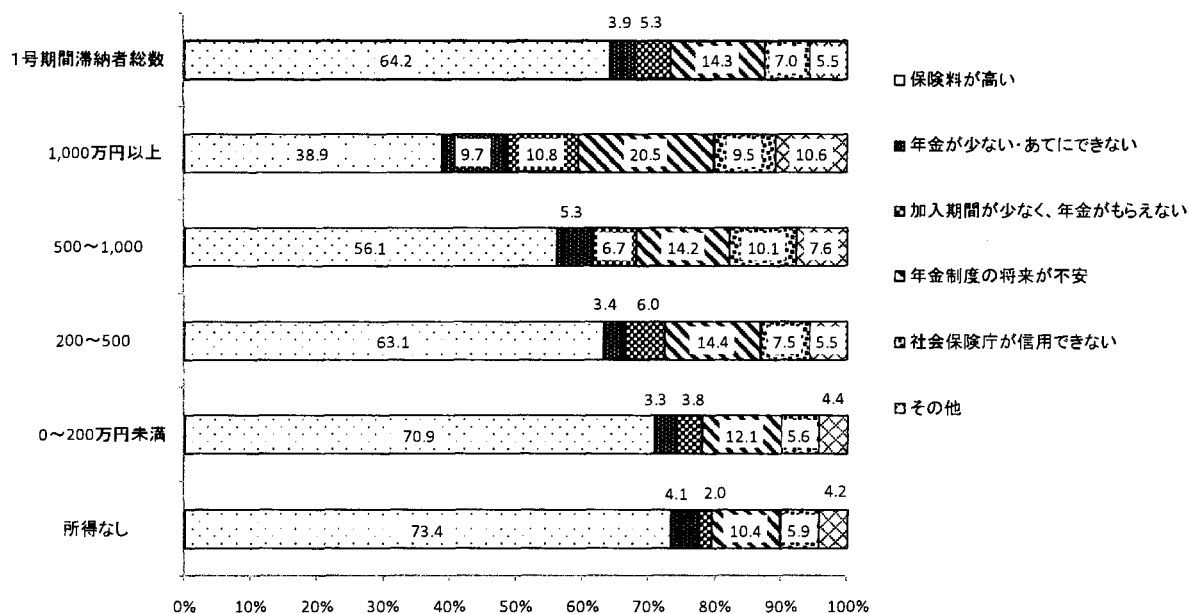
(単位: %)

	平成14年調査	平成17年調査	平成20年調査	1号期間滞納者割合 (平成20年調査)
総数	100.0	100.0	100.0	23.8
自営業主	17.8	17.7	15.9	21.0
家族従業者	10.1	10.5	10.3	17.0
常用雇用	10.6	12.1	13.3	28.0
臨時・パート	21.0	24.9	26.1	25.3
無職	34.7	31.2	30.6	23.7
不詳	5.7	3.6	3.8	29.0

注 平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

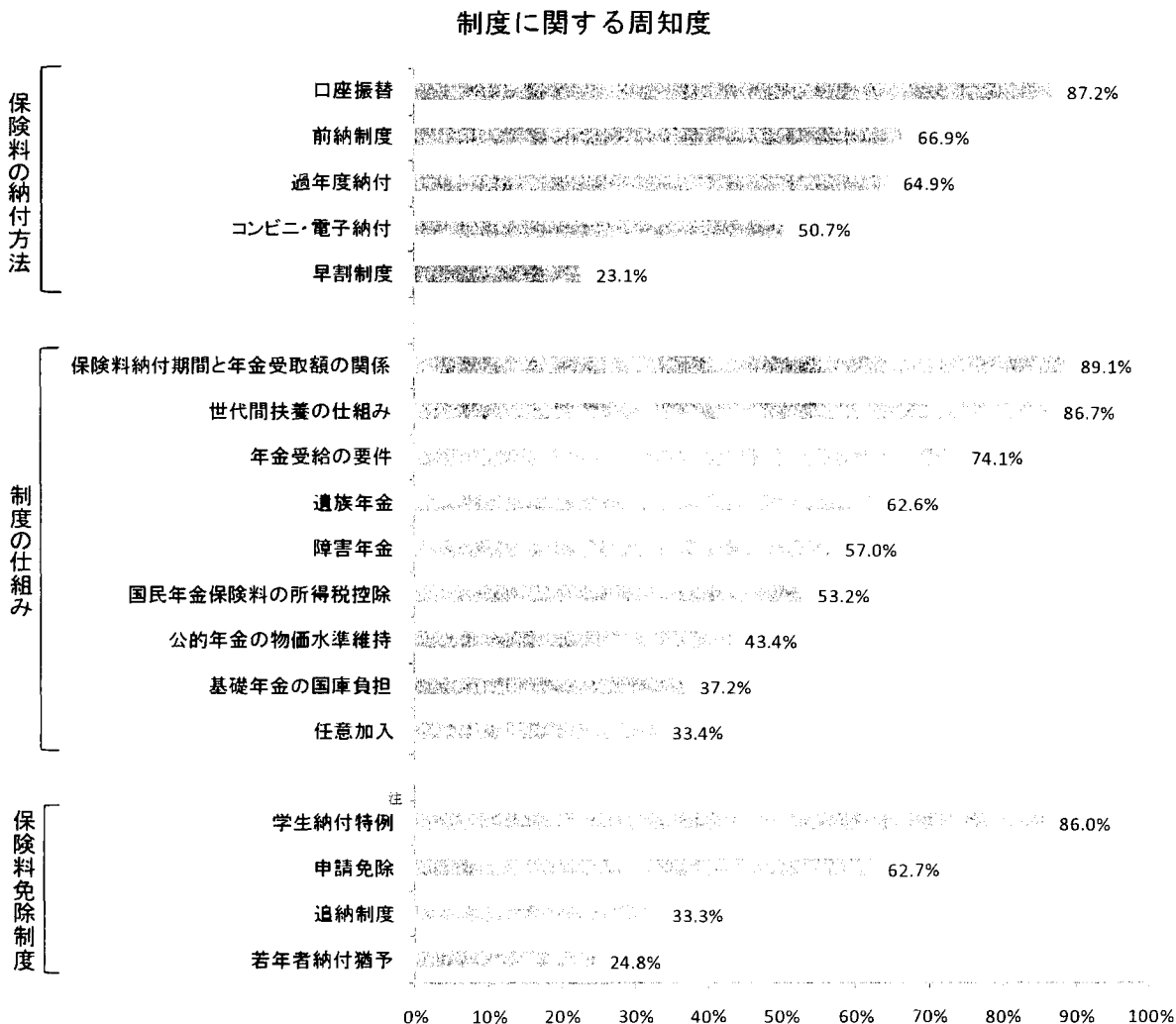
- ⑤ 1号期間滞納者について、国民年金保険料を納めていない理由として「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合を世帯の総所得金額階級別にみると、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても、保険料が高いと回答した者の割合が38.9%となっている。(P 25 表29、P 26 図24)

世帯の総所得金額階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の割合(1号期間滞納者)(主要回答)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

⑥ 制度の周知度について知っていると感じた者の割合をみると、口座振替、保険料納付期間と年金受取額の関係、世代間扶養の仕組み及び学生納付特例については周知度が80%以上と高いのに対し、早割制度、基礎年金の国庫負担、任意加入、追納制度及び若年者納付猶予については周知度が40%以下と低い。(P20～34)



注 「学生納付特例」は学生被保険者における周知度である。